

通所型サービス（予防通所相当）の基本報酬の単位の概要（A6）

令和6年4月1日から

	区分		単位
	1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	月5週ある場合などで月5回以上
事業対象者・要支援2		月5週ある場合などで月9回以上	3,621単位（1月につき）
1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1月の中で全部で4回以下	436単位（1回につき）
	事業対象者・要支援2	1月の中で全部で8回以下	447単位（1回につき）

福津市：6級地（10.27）

※1 報酬単価は、上記単価に地域区分（福津市は6級地）を乗じた額となります。

※2 上記基本報酬の単価の見直しのほか、令和6年度介護報酬改定に準じた見直し（選択的サービス複数実施加算の見直しなど）を行います。

【参考】令和6年3月31日まで

	区分		単位
	通所型サービス費1回数	事業対象者・要支援1（週1回程度）	1月の中で全部で4回まで
通所型サービス費2回数	事業対象者・要支援2（週2回程度）	1月の中で全部で8回まで	395単位（1回につき） ※月9回から10回は包括報酬3,428単位